

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和 7 年 7 月
愛 媛 県

平成 26 年 3 月 25 日策定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

令和 7 年 7 月 28 日改定

I 趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 3 条に基づき、愛媛県において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

II 基本方針

1 担い手※1 が利用する農用地の面積の目標

本県における担い手が利用する農用地の面積の目標は、「担い手の農地利用が全農地の 7 割を占める農業構造の実現」という国全体の目標を踏まえて、次のとおりとする。

	策定時 (平成 24 年度)	現在 (令和 6 年度)	令和 12 年度
担い手が利用する農用地の面積	13,233ha	17,349ha	21,800ha
担い手への農地集積率	25.4%	39.8%	50%

※ 担い手とは、認定農業者、集落営農法人、認定就農者等である。

2 1 以外の農地の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

(1) 担い手が利用する農用地の集約化

市町や農業委員会等と連携しながら、地域での話合いやこれに基づいた地域計画の策定等を通じて、担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、集約化を図る。

(2) 遊休農地の解消

再生して周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な遊休農地は、再生利用を促すとともに、再生利用が困難な遊休農地は、非農地化の手続きを推進することにより、遊休農地の解消に積極的に取り組む。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置付け、関係機関・団体との連携を密にして、農用地の利用の効率化や高度化を図り、地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業を最大限に活用する。

(2) 各市町における地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条）の区域において農地中間管理事業を重点的に実施する。

また、地域計画の区域外においても、担い手への農地の集積・集約化が必要であると認められる場合には、農地中間管理事業を実施する。

(3) 集落営農組織や農業経営者の法人化及び経営安定支援を行っているえひめ農業経営サポートセンターと連携し、法人化された経営体に対して、中間管理事業を活用した優良農地を集積することにより、生産基盤を守る。

(4) 就農希望者の研修を行っている農業協同組合等と連携して、就農当初から収益を確保できる園地確保に努めるとともに、必要に応じて園地の整備等を行い、新規就農者の円滑な営農定着を支援する。

(5) 基盤整備が十分行われていない農地を対象に、県・機構・市町・農業委員会・農業協同組合・土地改良区等の密接な連携により、機構関連農地整備事業をはじめとした農地基盤整備事業を推進し、担い手への農地集積・集約化しやすい農地の拡大を図る。

4 農地中間管理事業の実施方法

(1) 機構から全ての市町（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務を委託するとともに

に、農用地利用集積等促進計画の案の作成を求めることを基本とする。

- (2) 地域計画の区域内においては、目標地図に位置付けられた農業を担う者を対象として、農地中間管理事業を重点的に実施する。

また、地域計画の区域外においては、農業委員会の要請又は市町等から農用地利用集積等促進計画の案の提出があった場合を基本に、農地中間管理事業を実施する。

- (3) 市町公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及

広報活動や事業推進に係る説明会の開催、地域計画の実践のプロセスにおいて、市町との連携の下、地域の関係者に機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

6 関係機関・団体との連携及び協力

県及び機構は、県農業会議、市町（農業委員会含む）、農業協同組合、土地改良区、日本政策金融公庫、県土地改良事業団体連合会等との連携・協力を努め、機構の活用を推進する。